

岩手県告示第294号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定に基づき、県道の路線を次のとおり変更した。

平成26年4月1日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 主要地方道

整理番号	新旧の別	路線名	起 点	重要な経過地	
			終 点		
37	旧	花巻衣川線	花巻市		
			奥州市衣川区		
	新	花巻平泉線	花巻市		北上市、胆沢郡金ヶ崎町、奥州市
			西磐井郡平泉町		
49	旧	栗駒衣川線			
			奥州市衣川区		
	新	栗駒平泉線			一関市
			西磐井郡平泉町		

2 主要地方道以外の県道

整理番号	新旧の別	路線名	起 点	重要な経過地	
			終 点		
261	旧	中里西平線	一関市舞川字中里		
			一関市舞川字西平		
	新	中里堀切線	一関市舞川字中里		
			一関市舞川字堀切		

備考 関係図面は、岩手県県土整備部道路環境課及び県南広域振興局土木部に備えておいて縦覧に供する。